

これは民間および政府の有形固定資産の火災水害等による偶発的な損害のことであるが、ここには一応損害保険と森林火災保険のみについて計上した。

(イ) 損害保険

日本損害保険協会調を基礎とし、正味支払保険金と責任準備金および支払準備金の増加額を推計してそれらを合計した。

(ロ) 森林火災保険

「森林火災保険特別会計」における保険金支払済額をそのままとった。

(シ) 経常費にあてられた資本的支出

これは資料が求められない関係上推計されていない。

(B) 間接事業税

「政府収入等」の「間接事業税」の項参照。

(C) 補助金

「政府の財貨サービス購入」の「控除項目」の項参照。

三 国民総支出

(1) 個人消費支出

個人や非営利団体（個人にサービスを提供するものに限る）の財貨サービスに対する支出であって、家計調査等の分類にしたがって飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費の5項目からなる。

(A) 飲食費（含酒煙草）

これはいわゆる飲食費に自衛隊員の現物給与と学校給食費を加えたものである。

飲食費は25年度の「小売評価法」による推計額をもとにして「家計調査法」によって求めた推計額の25年度に対する各年度の伸びにより延長推計し、別途酒、煙草について各年度の推計をおこない、企業消費分を算定、これを上記推計額から控除した。

自衛隊員の現物給与は分配国民所得の勤労所得に計上されるが、その見合と

しての消費は基礎推計においても完全に把握されていないので29年から国の決算書より求め加算している。

学校給食費も国の決算書により27年から加算している。

(B) 被服費

22年の「小売評価法」から延長して求めた25年度の推計額をもとにして「家計調査法」による推計額の25年度に対する各年度の伸びにより延長推計し、別途自衛隊員の現物給与を飲食費同様29年以降国の決算書より求め加算している。

(C) 光熱費

29歴年の「小売評価法」による推計額をもとにして「家計調査法」によって求めた推計額の29年に対する各年の伸びにより延長推計した。

(D) 住居費

住居費のうち地代家賃（帰属分を含む）は分配面の総地代家賃から個人所有生産用を控除して推計した。

地代家賃以外の住居費は30年度までは「家計調査法」による住居費総額の50%をその他の住居費（家具什器等）として個人消費支出に計上してきたが、この50%の根拠は22年当時の地代家賃と家具什器等の比重であって、最近の家具什器に対する比重の増加を考慮し、31年度以降は「家計調査」「農家経済調査」に見られる傾向によって年々その比率を引上げている。

(E) 雜費

「家計調査法」によって求めた推計額をもとにしてつぎの調整をおこなった。

(a) 加算項目

(イ) 金融機関等の帰属サービス

分配面の金融機関の帰属利子に、生命保険会社の帰属サービスを加算したものである。金融機関の帰属利子は金融機関の損益計算書から受取利子と支払利子の差額をとり、生命保険会社の帰属サービスは生命保険会社の損益計算書から純収入を求めた。なお今回34年度以降について新に信託報酬（手数料）を加算した。

(iv) 社会保険による医療現物給付

社会保障のうち医療給付をなすものは、健康保険（日雇健康保険を含む）、船員保険、国民健康保険、労働者災害補償、生活保護費（医療扶助）等であり、「家計調査法」によって求めた雑費では完全に把握されないので社会保険診療報酬支払基金の基金年報、労働省関係資料等によって推計した。

(v) 本邦人海外純消費

「国際収支表」の貿易外項目のうち、旅行者消費の受払差額に外交団の消費を加えたものである。

(b) 控除項目

(1) 官公立学校授業料及び入学検定料

この項目は「個人所得とその処分」勘定において個人税外負担として計上されており、一方「家計調査法」によって求めた雑費のうちにも含まれているので、そのままでは重複計算となるため、控除項目として計上する。国立学校分で、そのままで重複計算となるため、控除項目として計上する。国立学校分については國の決算書より求めた。地方公共団体分については國の実績の34年に対する35年度の伸びにより延長推計した。

(2) 国立病院収入等

国立病院については非企業特別会計と看做しており診療収入は(1)の官公立学校授業料入学検定料と同様個人税外負担としているので控除する。国立病院等の収入は國的一般、特別会計の決算書によって計上した。

(3) 社会保険雇用者負担

「家計調査法」による推計は家計調査の品目分類によっているため雑費のうちに計上されているが「個人所得とその処分」勘定において別に社会保険負担分（雇主、雇用者分）が控除されている関係で調整される。

なお、この項目は25年度以降推計されてきたが、33年1月から「家計調査」の収支項目の分類変更が行われ、雑費に計上されなくなったので33年度以降は控除の必要がなくなった。

(4) 火災保険料

これは家賃の原価のうちに織込まれ住居費に計上されているので、雑費から

火災保険料を控除している。それは雑費が火災保険料をふくむ「家計調査法」によって推計されているからである。この推計は「保険年鑑」より保険料収入を求め返戻金を差引調整し、損保協会調による保険料の住宅分の比率を乗じて個人分の火災保険料を推計した。

(vi) 振替的支出分

「家計調査法」によって求められた雑費には国民所得概念上の個人間の振替と見られるもの（例えば仕送金、贈与金）が多く含まれているので雑費中の9%を見込んで、33年度以降控除している。

(註)

1. 「家計調査法」による個人消費支出とは従来人の方法による個人消費支出とよんでいたものであって個人消費支出を農家と非農家（これは市部と郡部に分かれる）に分け、それぞれを代表する一人当たり家計費×人口によって推計合算したものである。一人当たり家計費は「家計調査」及び「農家経済調査」を利用し、人口は「国勢調査」「人口推計月報」「労働力調査月報」「農業センサス」等を利用して求められる。
2. 「小売評価法」とは従来物的方法とよんでいたもので「生産統計」「配給統計」「輸出入統計」等を利用して個人消費にまわる数量を求める、これに最終小売価格を乗じて個人消費支出を推計する方法である

(2) 国内民間総資本形成

民間（個人及び法人企業）による国内における資本形成の総額（資本減耗引当を含む）であって、個人住宅の建設と民間企業による生産者耐久施設の形成および在庫品の増加からなっており、後二者はそれぞれ法人企業によるものと個人企業によるものとに分けられている。

(A) 個人住宅

資料の関係により、三つのグループに分けて推計し、それらを合計して求めた。

(a) 一般居住専用住宅および非農業併用住宅の居住用部分

まず「建築動態統計」（建設省）を基礎資料とし、個人の建設した居住専用建築物と居住産業併用建築物（ただし農業併用建築物を除く）の居住用部分を求めた。その際同統計について推定される着工々事額の過少申請、狹少面積建築（着工届出の対象となっていないもの）の統計洩れなどに対し、従来通り3

割増を見込んで計上した。居住産業併用建築物の中、居住用部分の占める割合については、「個人商工業経済調査」(総理府統計局)などの資料により、全国平均で60%とみなして算出した。

(b) 農業併用住宅の居住用部分

農業併用住宅の居住用部分については「農家経済調査報告」(農林省)における1戸当たりの農業個人業主所得に対する農家建物新改築額の居住用部分の割合を求め、それを分配面で求めた個人業主所得に乗じて求めた。

なお31~34年度分についても、農業個人業主所得の改訂に伴なう必要な改訂をなした。

(c) 分譲住宅

分譲住宅については、個人の取得するものとみなされるものについて、住宅金融公庫、住宅公団の資料などから推計して求めた。

(B) 法人企業

(a) 生産者耐久施設

資料の関係により一般産業と金融保険業別に推計してそれらを合計した。

(i) 一般産業

「法人企業統計調査」(大蔵省)を基礎資料とし、同季報の資本金200万円以上の新設分はそのままとし、200万円未満については、200万円以上500万円未満の階層の増加傾向を勘案し、季報の200万円以上500万円未満の新設分と年度報の200万円以上500万円未満の有形固定資産残高との比率をとり年度報の200万円未満の有形固定資産残高に乗じて算出した。

(ii) 金融保険業

民間金融機関の財務諸表から、それらの営業用有形固定資産の純増を求めてこれを純生産者耐久施設とみなし、次に営業用有形固定資産残高に、従来と同様に、総平均償却率5%を乗じて求めた減価償却費を加えて、純生産者耐久施設とした。

(b) 在庫品増加

一般産業についてのみ推計を行なった。まず「法人企業統計調査季報」(大

蔵省)の35年4~6月期調査の期首棚卸資産残高(=35年度初)と36年1~3月期調査の期末棚卸資産残高(=35年度末)を、産業別・種類別に、「年度報」(35年)より求めた倍率により、全規模に拡大した。ついで、上記によって求められた、年度末棚卸資産残高には、「季報」調査が資本金5千万円未満の法人階層については年度初現在法人数のままに固定されているため、年度間増加法人による棚卸資産増加分が反映されてないので、別途税務統計より年度間法人の増加分を推定し、それらによる棚卸資産残高を上記の「法人企業統計」基準の年度末棚卸資産残高に加えて、ここに求める35年度末棚卸資産残高とした。

かくて、35年度末、初の棚卸資産残高が求められたので、それらの差引によって、年度間全産業棚卸資産増加分を算出した。

このようにして求められた全産業棚卸資産増加分の中には、なお、資本形成の総額の把握の上で、生産者耐久施設との重複分(建設仮勘定よりの半成工事への支出分は、企業会計においては、棚卸資産の中にも含まれておるがそれについては、現行方式においては、生産者耐久施設において把握し、在庫品増加には含めないこととなっている)が含まれているので、それらの重複分を上記の全産業棚卸資産増加分の推計と平行して、建設業、造船業、輸送用機械工業などの関連産業について推計の上、上記全産業棚卸資産増加分より差引いた残りを在庫品増加とした。

(C) 個人企業

個人企業については資料の関係により農業、製造業、卸小売業、鉱業、建設業および運輸通信その他の公益事業の6産業についてのみ推計を行った。

(a) 農業

「農家経済調査報告」(農林省)の「農家財産の増減型態」全国の部から農家一戸当たりの総生産施設、在庫品増加を求めて、それぞれ一戸当たり所得に対する投資比率を計算し次にこれらの比率を分配面で求めた農業個人業主所得に乗じて推計した。

なお、31~34年度分については農業個人業主所得の改訂に伴なう必要な改訂を行なした。

(イ) 生産総施設のうち「土地については開拓、改良による年度内増加額を、建物については、新築、増築の中居住部分を差引いた残額をとり「植物および大動物」については植物は成長、新植購入による増加額をとったが動物は、成長、生産による増加額のみをとり、購入については農業部門内部で相殺されるものと見做して除いた。

(ロ) 在庫増減については「未処分農産物在庫増減額」を採用した。

(ハ) 製造業および卸小売業

「個人商工業経済調査」(総理府統計局)の「従業者規模別営業状況」で1業主当たり規模別に与えられるデータに規模別ウエイト(分配所得、個人業主所得の項参照)を乗じて個人企業全体についての1業主当たり(イ)営業利益(ロ)棚卸資産増減および(ハ)土地建物機械設備費を求め、これから1業主当たり営業所得に対する在庫品増加、総生産施設の比率を求め、これらの比率を個人業主所得に乗じて推計した。

(シ) 鉱業、建設業、および運輸通信、その他の公益事業

直接推計し得る資料がないので28年度以降は、26、27年度において適用した1業主当たりの営業所得に対する総生産施設および在庫品増加の比率について両年度を平均した値を求め、当該個人業主所得に乗じて求める方法をとることとしている。

なお、26、27年度推計における上記の比率は「法人企業統計調査」(大蔵省)の年報の資本金200万円以下の小法人企業における附加価値に対する総生産施設および在庫品増加の比率を準用したものである。

なお、30~34年度分については上記各産業を通じて今回個人業主所得が改訂されたことに伴なって必要な改訂をなした。

(3) 政府の財貨サービス購入

(A) 政府の範囲および区分はつぎのとおりである

(ア) 中央

(イ) 一般会計

(ロ) 非企業特別会計

- ① 交付税および譲与税配付金特別会計 ② 国債整理基金特別会計 ③ 賠償等特殊債務処理特別会計 ④ 国有財産特殊整理資金特別会計 ⑤ 特定物資納付金処理特別会計 ⑥ 外国為替資金特別会計 ⑦ あへん特別会計 ⑧ 自作農創設特別措置特別会計 ⑨ 産業投資特別会計 ⑩ 経済援助資金特別会計 ⑪ 余剰農産物資金融通特別会計 ⑫ 開拓者資金融通特別会計 ⑬ 厚生保険特別会計 ⑭ 船員保険特別会計 ⑮ 農業共済再保険特別会計 ⑯ 森林火災保険特別会計 ⑰ 漁船再保険特別会計 ⑱ 中小漁業融資保証保険特別会計 ⑲ 輸出保険特別会計 ⑳ 木船再保険特別会計 ㉑ 自動車損害賠償責任再保険特別会計 ㉒ 労働者災害補償保険特別会計 ㉓ 失業保険特別会計 ㉔ 国立病院特別会計 ㉕ 特定土地改良工事特別会計 ㉖ 道路整備特別会計 ㉗ 特定港湾施設特別会計 ㉘ 治水特別会計 ㉙ 国有林野事業特別会計中の治山勘定

(イ) 企業会計

(I) 特別会計

- ① 造幣局特別会計 ② 印刷局特別会計 ③ 国有林野事業特別会計 ④ アルコール専売事業特別会計 ⑤ 郵政事業特別会計 ⑥ 郵便貯金特別会計 ⑦ 貴金属特別会計 ⑧ 食糧管理特別会計 ⑨ 糸価安定特別会計 ⑩ 簡易生命保険および郵便年金特別会計 ⑪ 資金運用部特別会計

(II) 政府関係機関

- ① 日本専売公社 ② 日本国有鉄道 ③ 日本電信電話公社 ④ 国民金融公庫 ⑤ 住宅金融公庫 ⑥ 農林漁業金融公庫 ⑦ 中小企業金融公庫 ⑧ 北海道東北開発公庫 ⑨ 公営企業金融公庫 ⑩ 中小企業信用保険公庫 ⑪ 医療金融公庫 ⑫ 日本開発銀行 ⑬ 日本輸出入銀行

(III) その他の政府企業

- ① 日本住宅公団 ② 日本道路公団 ③ 愛知用水公団 ④ 農地開発機械公団 ⑤ 森林開発公団 ⑥ 国内旅客船公団 ⑦ 首都高速道路公団 ⑧ 日本原子力研究所 ⑨ 原子燃料公社 ⑩ 帝都高速度交通営団 ⑪ 電源開発株式会社

(b) 地 方

普 通 会 計

事 業 会 計

- ① 公営企業（水道、交通、電気、ガス、その他、ただし病院を除く）
- ② 準公営企業（簡易水道、港湾整備、と畜場整備、下水道、宅地造成）

収 益 会 計

- ① 病院事業 ② 国民健康保険事業 ③ 収益事業（競馬、競輪、モーターボート競走、当せん金附証票の発売）

(B) 中 央 財 政

(1) 一 般 会 計

大蔵省決算により、支出済歳出総額より政府の財貨サービス購入のための支出とみなされない項目を控除して財貨サービス購入総額を算出している。

控 除 項 目

(1) 会計間重複

主として、特別会計と地方財政との重複分であるが、特別会計への出投資、損失補償国債などのための繰入金や、地方公共自治体に対する公共事業費のような資本的補助金は含まれない。

(2) 価格調整費

次の損失補償費とともに国民総生産における補助金を構成し、食糧管理費が計上されている。

(3) 損失補償費

企業特別会計や政府関係機関への損失補償のための繰入金ならびに民間または半官半民の諸団体および諸企業への損失補償のための支出を計上した。

(4) 出資および投資

原子力研究所出資金、医療金融公庫出資金等の政府出資金を主として計上した。なお育英資金貸付金、移住者渡航費貸付金等を含む。

(5) 振 替 支 出

この項目は一般会計から個人家計に対して無償で交付される支出であって、

文官、旧軍人遺族等恩給費、生活保護費、国民健康保険療養給付費補助金、遺族年金および障害年金等が含まれる。従って財政収支上の振替支出より範囲がせまい。

(6) 国 債 費

一般会計から国債整理基金特別会計への繰入額である。

(7) そ の 他

この項目には一般会計の歳出のうち財貨サービスの購入とみなされないで、上記(1)から(6)のいずれにも属さないものを一括計上した。すなわち、海外との関係による諸国際分担金や、不動産購入費である。

(2) 非企業特別会計

一般会計推計方法に準ずる。すなわち、各特別会計ごとに大蔵省決算の支出済歳出総額より財貨サービス購入のための支出とみなされない項目を控除し、これを合算することによってえられる。

控除項目の主なるものはつきのとおりである。

(1) 交付税および譲与配付金特別会計～地方交付税交付金、地方譲与税譲与金

(2) 国債整理基金特別会計～債務償還費、利子割引料

(3) 産業投資特別会計～産業投資支出金

(4) 労働者災害補償保険特別会計、失業保険特別会計～保険金

(3) 企 業 会 計

特別会計、政府関係機関およびその他の政府企業いずれも民間企業と取扱を同一にする、したがって、経常費用は算定せず利益金を官公事業剩余金として分配国民所得に計上し、国民総支出の面では決算財務諸表により資本的支出である固定資産、在庫品の純増減および減価償却費を合算して財貨サービスの購入としている。

固定資産と在庫品は昭和36年3月末残高より同35年3月末残高を差引くことによってえられる。（ただし土地、減価償却引当金は控除する）減価償却費は損益計算書による減価償却費をとっている。なお資産再評価による評価益は控

除してある。

(C) 地方財政

(1) 普通会計

中央財政における一般会計に相当するものであり、自治省調の都道府県および市町村決算概況によって、歳出決算額より財貨サービスの購入のための支出とみなされない項目を控除することによってもとめた。

控除項目

(1) 会計間重複

地方財政相互間または中央財政との重複関係を調整するものであり、国庫支出金、都道府県支出金、市町村分担金、前年度繰上充用金、特別区財政調整交付金、事業会計、収益会計に対する繰出金等が主なものである。

(2) 振替支出

恩給退職料、扶助費、および公務災害補償費の地方負担分を計上した。

(3) 公共事業費分担金

国が直轄する公共事業に含まれる地方財政の分担金であって、中央財政の財貨サービス購入中に含まれているので、合算の関係から重複分として控除するものであり、直轄事業分担金の才出決算額を計上した。

(4) 公債費

公債費の決算額（国庫補助分を控除）を計上した。

(5) その他

貸付金（国庫補助分を控除）、出資金および積立金が含まれる。

(2) 事業会計

自治省の地方債分配額のうちの公営企業および準公営企業分より病院事業を控除した額を計上した。

(3) 収益会計

国民健康保険事業の事務費の伸び率を勘案して推計した。以上によって推計した政府の財貨サービス購入より次の政府の資本形成を差引いたものが経常支出である。

政府の資本形成

(A) 中央財政

(a) 一般会計

非企業特別会計と共に、直接建設関係項目の決算額を選択して合算した。主なるものは災害復旧関係事業、治山治水港湾関係事業、失業対策事業、官庁新営、文教施設、食糧増産対策事業等に関する費目である。

なお、艦艇航空機等防衛関係の支出や各所修繕費は経常支出に計上している。

(b) 非企業特別会計

道路整備特別会計の道路事業をはじめ、厚生保険特別会計における医療その他各種施設費、国立病院特別会計における施設費、特定土地改良工事特別会計における土地改良事業費、特定港湾施設工事特別会計における港湾施設工事費、治水特別会計における多目的ダム建設事業費等が主なるものである。なお国有林野事業特別会計中の治水勘定による治水事業費等を含む。

(c) 企業会計

政府の財貨サービス購入の同節に記載したとおりである。

(B) 地方財政

(a) 普通会計

普通建設事業費、受託事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費および維持補修費より国庫支出金および直轄事業分担金を重複計上を避けるため控除する。

(b) 事業会計

政府の財貨サービス購入の同節に記載したとおりである。

(c) 収益会計

資料の関係上現在推計をおこなっていない。

なお政府の財貨サービスの購入は、総支出額より財貨サービスの購入のための支出とみなされない項目を控除することによって差引算出しているので政府の資本形成分を含んでいる。したがってこれを差引いたものが政府の経常支出

となる。

四 政府 収 入 等

(1) 中央財政

大蔵省歳入決算により、収納済歳入額を集計した。分類と内容はつぎのとおりである。

(A) 個人税および税外負担

個人税としては、源泉所得税、申告所得税および相続税を計上し、税外負担については、個人税的な性質を有するものとして、病院収入、授業料入学検定料の全部と免許手数料、懲罰没収金、弁償違約金および延滞金、期満後収入のうち個人負担とみなされるものを計上した。

(B) 法人税および税外負担

法人の所得および積立金に賦課されるものとして法人税歳入全額と、税外負担としては、日本銀行納付金と懲罰没収金、弁償違約金および延滞金、期満後収入のうち法人負担とみなされるものを計上した。

(C) 間接事業税および税外負担

間接税として、再評価税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税、取引所税、有価証券取引税、通行税、関税、とん税、印紙収入等と、特別会計における入場税、地方道路税および特別とん税を計上し、税外負担には日本専売公社納付金、アルコール専売特別会計納付金、受託調査試験収入、刑務所収入、物品売払収入および免許手数料の法人企業負担とみなされる分を経費控除出来るものとして加えてある。

(2) 地方財政

中央財政に準じて自治省の都道府県と市町村の決算概況、道府県税徵収実績調と、市町村税徵収実績調の決算額にもとづいて推計した。

(A) 個人税および税外負担

個人税としては、道府県民税と市町村民税の所得割および個人均等割、府県

税の狩猟者税と市町村税の軽自動車税の個人分推計額を計上し、税外負担として使用料のうちの授業料、保健所使用料その他を、手数料、寄附金および延滞金加算金の個人負担分推計額とともに計上した。

(B) 法人税および税外負担

道府県民税と市町村民税の法人税割および法人均等割、税外負担としての延滞金加算金の法人負担分推計額を計上した。

(C) 間接事業税および税外負担

間接事業税としては地方税のうち個人税と法人税に計上されない諸税を集計した。税外負担は発電水利使用料、物品売払代金および受託事業収入と個人負担分とみなされない手数料、寄附金等を計上した。

なお、国有資産所在市町村交付金は中央財政における財貨サービスの購入支出より控除したので地方財政の歳入よりも控除して財政収支の重複関係を調整した。

(3) その他の

(A) 官公事業剰余等

(a) 官公事業剰余

中央財政についてはさきに政府の財貨サービス購入の部で説明した企業会計に含まれる各特別会計、政府関係機関、およびその他の政府企業の各々について、財務諸表にもとづき、損益額をとって合算した、なお専売納付金は税外収入に含めてある関係から利益金より控除している。

地方財政における公企業は前述の事業会計、収益会計と内容を同一とするが、資料の関係上暫定的に前年と同額計上した。

(b) 政府賃貸料収入

中央財政については、一般会計の国有財産賃付収入、同使用収入と非企業特別会計の賃貸料収入およびそれに類するものを計上し、地方財政においては財産収入額のうち賃貸料とみなされるものを計上した。

(c) 政府利子収入

中央財政については、一般会計の利子収入、共有船舶利用収入および配当金

収入と非企業特別会計の利子収入およびそれに類するものを計上し、地方財政においては雑収入中の預貯金利子収入額をとり合算した。

(d) 政府負債利子

財政収入における控除項目としての政府負債利子は、赤字国債利子だけではなく、官公事業以外で発行した公債の利子をも含める。したがって中央財政においては一般会計と非企業特別会計負担の国債利子、借入金利子および割引料を計上し、地方財政については、地方債の普通会計の地方債元利償還金の中の利子と一時借入金利子を計上した。

(B) 社会保険に対する負担

社会保障制度における租税および税外負担以外の保険料、納金、掛金等、財政収支勘定における収入項目となるもので、多くは雇用者と雇用主が負担する。

医療保障としての健康保険、船員保険、労働者災害補償保険、国民健康保険、と生活補償としての失業保険および年金恩給としての厚生年金保険、恩給等と共に組合掛金から成る。

以上のうち恩給は一般会計、特別会計の歳入決算の恩給法納付金と負担金を計上し、共済組合と国民健康保険とは事業年報と月報により、その他は各特別会計の決算額を基礎にして推計した。

(C) 摂替所得

政府が反対給付なしに家計に与える経常的支出で受領者の所得の附加分となるすべてを内容とし、個人所得には計上されるが、国民所得には含まれない。財政収支勘定における支出項目であり、社会保障的支出のうち各種社会保険の保険金給付額ならびに恩給年金、生活保護費などの諸給付が主なるものである。その他国民年金、留守家族援護金、退職手当、公務災害補償費および学校給食費が含まれる。

特別会計による社会保険は保険金あるいは給付費を決算額により、生活保護費については一般会計の決算額と厚生省の決算見込みにより、地方吏員恩給は地方財政の決算額によった。恩給留守家族援護金、退職手当、公務災害補償費および学校給食費は一般会計と地方普通会計歳出決算額により、共済組合と国民

健康保険の給付額はそれぞれ事業報告書ならびに年報により見込額を計上した

五 経常海外余剰および国際収支差

経常海外余剰は財貨サービスの収支差と海外からの純所得および本邦人海外純消費の合計であり、これに更に純贈与を加算したものを国際収支差とする。33年度より海外からの純所得は海外からの所得の受と海外への所得の払とそれぞれ別々に受払に計上した。又本邦人海外純消費も海外人本邦内消費と本邦人海外消費に分けそれぞれ受払に計上した。財貨サービスは「商品」「政府取引」および「その他」の各項目の合計である。

商品は一般にいわれている貿易と非貨幣用金の移動とからなつており、政府取引は日米行政協定に基く防衛支出（米軍側消費分担金）と外国軍隊の消費からなり、その他の取引は運輸、保険およびその他サービスからなっている。（その他サービス中の著作権、フィルム賃貸料、特許権の使用料その他賃貸料及び使用料は要素費用とみなし、海外よりの所得受取および海外への所得支払におきかえた。これは従来の海外からの純所得にあたる）

海外よりの所得受取および海外への所得支払は投資収益としての未分配利潤、株式配当、銀行利子の収支と上記の特許権使用料、賃貸料等の収支の合計である。これは要素費用として分配国民所得に加算される。海外人本邦内消費および本邦人海外消費は観光旅行、業務旅行、および外交団給与（政府取引よりおきかえた）の支払である。

純贈与は個人送金、機関送金など民間取引による個人純送金と政府関係機関による一方的な移動である資本純贈与（賠償などの政府贈与）の合計であって贈与の内機関送金を含めた民間取引を全額個人送金として、その純額を個人支出の個人送金項目として計上した。

国民経済計算の貯蓄と投資の勘定では貯蓄の側に控除項目として国際収支差が計上され、国民所得と支出の勘定では支出側に経常海外余剰が計上されている。